

経 済 産 業 省

20180420製局第2号
平成30年5月8日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長 殿

経済産業省製造産業局長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から平成30年4月20日付け警察庁丙組組企発第83号、警察庁警備局長から平成30年4月20日付け警察庁丙備企発第97号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が平成30年4月20日付け外務省告示第164号により、国家公安委員会委員長が平成30年4月20日付け国家公安委員会告示第16号によりタリバーン関係者等のリストの改正

(別表)を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号。以下、犯罪収益移転防止法)第8条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

ISIL及びその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行の徹底を求めるものです。

なお、最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、タリバーン関係者等との一定の取引について、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成26年法律第124号)等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

○ 国家公安委員会告示第十六号

次の国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿に記載されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年四月二十日

国家公安委員会委員長 小此木 八郎

アル・カーイダ／ISIL（ダーイシュ）と関係を有する法人その他の団体

名称 カティーブ・イマーム・アル・ブハリ（KHATIBA IMAM AL-BUKHARI(KIB)）

別名 カターイブ・アル・イマーム・アル・ブハリ（Khataib al-Imam al-Bukhari）

旧名称 不明

所在地 (a)Afghanistan/Pakistan border area（以前の所在地） (b)Khan-Shaykhun, Syrian Arab Republic (Idlib の53キロメートル南, 2018年3月時点の所在地) (c)Idlib, Aleppo and Khama, Syrian Arab Republic（活動地域）

名簿に記載された年月日 2018年3月29日

名簿記載者公告番号 QE-82

その他参考となるべき事項 レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線（QE-61）と連携。シリア

・アラブ共和国においてテロ攻撃を実行。2016年以来、中央アジア諸国への攻撃を計画するためにアフガニスタン北部へ移動。同団体に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/notice/search/un/XXXXX>